京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成２８年１２月５日

京都市長　門　川　大　作

京都市規則第　２５　号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第４条の９第１項第１４号及び第１５号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

様式第３６号備考以外の部分を次のように改める。

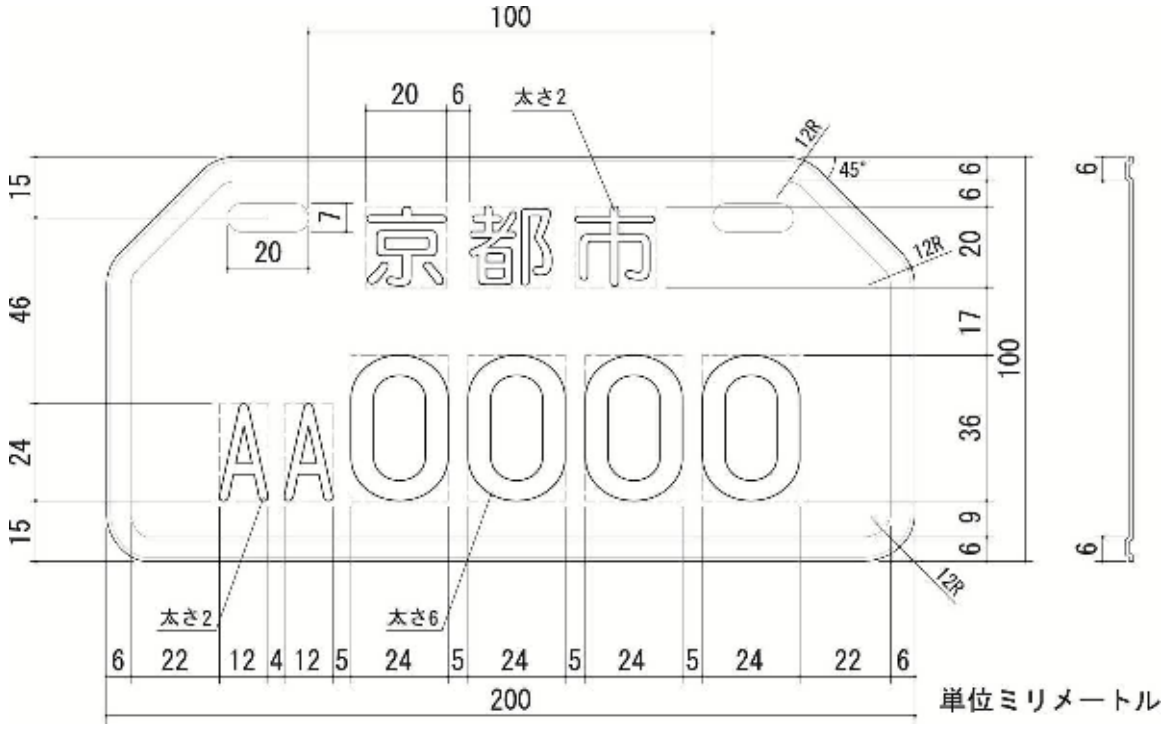

様式第３６号備考１中「及び区名の頭文字」を削り，「ひらがな文字（お，し，へ，ゐ，ゑ及びんを除く。）又は」を「２字の」に，「けた」を「桁」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　従前の様式による鑑札は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

（行財政局税務部税制課）